

浦幌町移住体験住宅設置要綱

平成24年浦幌町告示第8号
平成24年浦幌町告示第83号
平成25年浦幌町告示第61号
平成27年浦幌町告示第3号
平成27年浦幌町告示第85号

浦幌町移住体験住宅設置要綱を次のように定め、平成24年2月15日から適用する。

(目的)

第1条 この告示は、浦幌町（以下「町」という。）に移住を希望する者に対し、一定期間、町内の風土や日常生活を体験できる機会を提供するため、貸付を行う移住体験住宅を設置し、町への移住及び交流人口の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 町への移住を希望又は検討する者（二地域居住を含む。）のうち、町の定住・移住相談窓口を通じて移住しようとする者。ただし、転勤又は婚姻により転入する者を除く。
- (2) 移住体験住宅 日常生活が営める生活用品、家具、電化製品など（寝具、石鹸及びティッシュペーパー等の日常消耗品を除く。）を備え、容易に町内での生活を体験できる住宅をいう。

(移住体験住宅の設置及び貸付料等)

第3条 移住体験住宅（以下「体験住宅」という。）の設置場所及び貸付料等は、別表のとおりとする。

(借用申請)

第4条 体験住宅の借受けを希望する移住希望者は、予め体験住宅の使用について、町の定住・移住相談窓口で浦幌町移住体験住宅予約票（様式第1号。以下「予約票」という。）を提出し、予約しなければならない。

2 予約は、貸付期間開始日の6月前からできる。

3 町は、予約の受付後直ちに浦幌町移住体験住宅予約受付簿（様式第2号）にその旨を記載しなければならない。

4 第1項に規定する予約票を提出した移住希望者は、体験住宅を使用する際、貸付期間開始日の10日前までに浦幌町移住体験住宅借用申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に身分証明書（官公署が発行した免許証やパスポートなどの顔写真付きのもの）の写しを添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、体験住宅を使用する者（以下「体験者」という。）は、全員が民法（明治29年法律第89号）第725号に規定する親族でなければならない。

(貸付許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、使用に支障がないと認めるときは、浦幌町移住体験住宅貸付許可書（様式第4号。以下「許可書」という。）を申請代表者に交付しなければならない。この場合において、町長は、体験住宅の管理運営上必要と認める場合は、その使用について条件を付することができる。

2 同一の体験住宅において、同一の体験者への貸付許可を行う場合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 移住体験住宅（南町） 年度を問わず、各四半期内に1回限りとする。なお、各四半期を重複する貸付許可を行った場合は、貸付期間開始日の属する四半期に貸付を許可したものと取り扱う。

(2) 移住体験住宅（光南①-東）、移住体験住宅（光南①-西） 年度を問わず、2回限りとする。なお、本項においては、移住体験住宅（光南①-東）及び移住体験住宅（光南①-西）を同一の体験住宅とみなす。

（契約）

第6条 許可書の交付を受けた体験者は、町長と浦幌町移住体験住宅定期建物賃借契約書（様式第5号。以下「契約書」という。）により、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約を締結し、体験住宅を使用する。

2 町長は、前項の規定による契約を締結するときは、法第38条第2項の規定により、次に掲げる事項を説明するとともに定期建物賃借契約についての説明書（様式第6号。以下「説明書」という。）を2部交付する。

(1) 契約の更新がないこと。

(2) 貸付期間の満了により契約は終了すること。

(3) その他必要な事項

3 前項の説明書の交付を受けた体験者は、当該説明書に説明を受けた旨の確認のための記名押印をし、その1部を町長に提出しなければならない。

（貸付期間）

第7条 体験住宅の貸付期間は、別表のとおりとし、前条に規定する契約書において定める。

2 体験住宅の貸付開始時間は、原則として貸付期間開始日の午後2時以降とし、貸付終了時間は、貸付期間満了日の午前11時までとする。

（貸付料の納付等）

第8条 体験者は、第3条に規定する貸付料を貸付期間開始日（当日を含む。）までに納付しなければならない。ただし、貸付期間が1月を超え、体験者から分割による納付の申出があった場合は、この限りでない。この場合における貸付料は、毎月初日に当該月分を納付しなければならない。なお、貸付期間開始日が月の途中の場合は、貸付期間開始日（当日を含む。）までに納付するものとする。

2 前項により納付した貸付料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

3 前項の規定により貸付料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めると

ころによる。

- (1) 天災事変、体験者又は親族の疾病、その他体験者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合 既に納付した貸付料から貸付済期間分の貸付料を差し引いた差額の100分の100
- (2) 町長が特に必要と認め、貸付期間を短縮した場合 既に納付した貸付料から貸付済期間分の貸付料を差し引いた差額の100分の100
- (3) その他止むを得ない事由により町長が特に認めた場合 その都度還付割合を決定

(体験者の遵守事項)

第9条 体験者は、前条第1項による貸付料を納めた後に、町長から当該体験住宅の鍵を受け取り、体験住宅を使用する。この場合、体験者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど体験住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること。また、備え付けの備品、什器類等を適切に取り扱うこと。
- (3) 体験住宅又は設備若しくは備品等を破損、汚損又は滅失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (4) 体験住宅周りの除草や除雪を適宜行い、体験住宅を適切に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (5) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (6) 体験住宅の貸付期間が満了したときは、清掃を行うとともに、直ちに体験住宅の鍵を町長に返却すること。
- (7) その他体験住宅の使用に関し、町長が必要と認める事項

(禁止・制限される行為)

第10条 体験者は、体験住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 借受けの権利を譲渡、転貸あるいは申請書に記載した体験者以外の者を宿泊させること。
- (2) 増築、改築、移転、改造、塗替え、模様替え又は体験住宅の敷地内に工作物の設置等を行うこと。
- (3) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (4) 興行、展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 政治活動のための演説会、研修会、その他これに類する行為をすること。
- (8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 犬、猫等の動物の飼育又は持込むこと。ただし、移住体験住宅（光南①－西）は、この限りでない。
- (10) 5日以上継続して体験住宅を留守にすること。
- (11) 犯罪行為等、警察の介入を生じさせる不法行為をすること。

(12) 鍵の改変又は追加等により、体験住宅の管理業務に支障を及ぼすこと。

(13) その他体験住宅の使用にふさわしくない行為をすること。

(動物の飼育)

第10条の2 移住体験住宅（光南①一西）において飼育できる動物は、次の各号の一に該当しないものとする。

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条第1項に規定する特定動物

(2) 人の身体に危害を加えたことのある動物

(3) 人に伝染するおそれのある有害な病原体に汚染されている動物

(4) 毒を有する動物

(5) 近所の住民に不快感を催させる動物

2 体験者は、近所の住民の迷惑となる行為をさせないよう動物を適正に管理するために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼育は、体験住宅内で行うこと。

(2) 共用の敷地等で動物を遊ばせる等の行為を行わないこと。

(3) 動物の習性を理解し、運動不足による無駄吠え、発情期における鳴き声等に注意すること。

3 飼育動物による汚損、破損、傷害等が発生した場合には、理由のいかんを問わず、飼育する体験者が全責任を負わなければならない。

(貸付許可の取消し)

第11条 町長は、体験者に第4条に基づく申請内容に偽りがあったとき、第9条、第10条及び前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、第5条の規定による貸付許可を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定による取消しを行ったときは、浦幌町移住体験住宅貸付許可取消通知書（様式第7号）により、当該体験者に通知しなければならない。

(明渡し)

第12条 体験者は、貸付期間が満了する日までに、前条の規定に基づき貸付許可が取り消された場合にあつては直ちに、体験住宅を明け渡さなければならない。この場合において、体験者は、通常の使用に伴い生じた体験住宅の損耗を除き、体験住宅を原状回復しなければならない。

2 体験者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項後段の規定に基づき体験者が行う原状回復の内容及び方法について、体験者と協議するものとする。

(立入り)

第13条 町長は、体験住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の体験住宅の管理上特に必要があるときは、体験者の承諾がなくても体験住宅内に立ち入ることができる。

2 体験者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(貸付期間の延長)

第14条 体験者は、貸付期間が満了するに当たり、その後に第4条第1項の規定による予約がない場合に限り、貸付期間満了日の翌日から1月を超えない範囲において、再契約をすることができるものとする。ただし、再契約は1回を限度とする。

2 第3条から第13条まで及び第15条から第17条までの規定は、前項の規定により再契約し、体験住宅を使用しようとする場合に準用する。ただし、申請書の提出期限、体験住宅の貸付期間及び貸付開始時間に関する規定は、この限りでない。

(特殊物品等の搬入)

第15条 体験者が、体験住宅の使用に当たって、特殊物品（重量物等）の搬入をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第16条 体験者は、故意又は過失により体験住宅及び設備を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(事故免責)

第17条 体験住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該体験住宅内又は体験住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(管理の代行)

第18条 町長は、体験住宅の設置目的を効果的に達成するため、体験住宅の管理の全部又は一部を委託することができる。

(特別の措置)

第19条 公共の益に資すると町長が特別に認める場合は、本告示の規定によらず、体験住宅の貸付を行うことができる。ただし、第4条第1項の規定による予約がない場合に限る。なお、この場合における貸付料（光熱水費等全ての費用を含む。）は、次のとおりとする。

名称	日額貸付料
移住体験住宅（南町）	4,600円
移住体験住宅（光南①－東）	2,000円
移住体験住宅（光南①－西）	

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、体験住宅に関し必要な事項は、町長が別に定める。

前 文（抄）（平成24年10月10日告示第83号）

この告示は、告示の日から適用する。

前 文（抄）（平成25年4月30日告示第61号）

この告示は、告示の日から適用する。

前 文（抄）（平成27年1月19日告示第3号）

この告示は、告示の日から適用する。

前 文（抄）（平成27年 9 月25日告示第85号）
この告示は、平成27年 9 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

名称	項目	内容
移住体験住宅 （南町）	住 所	浦幌町字南町 6 番地24
	建 設 年 度	平成23年度
	構 造 ・ 規 格	木造平屋建 2 L D K
	床 面 積	92.97㎡
	月 額 貸 付 料	69,000円
	貸 付 期 間	3 日 以 上 1 月 以 内
移住体験住宅 （光南①－東）	住 所	浦幌町字万年358番地 2
	建 設 年 度	昭和57年度
	構 造 ・ 規 格	木造平屋建 3 D K
	床 面 積	60.7㎡
	月 額 貸 付 料	30,000円
	貸 付 期 間	3 日 以 上 6 月 以 内
移住体験住宅 （光南①－西）	住 所	浦幌町字万年358番地 2
	建 設 年 度	昭和57年度
	構 造 ・ 規 格	木造平屋建 3 D K
	床 面 積	60.7㎡
	月 額 貸 付 料	30,000円
	貸 付 期 間	3 日 以 上 6 月 以 内

備考

- 貸付期間が 1 月に満たないときの貸付料は、1 月を 30 日として日割計算した額とする。
- 貸付料には、体験住宅の使用に伴う光熱水費（電気料・上下水道料等）、NHK 放送受信料、インターネット回線使用料（移住体験住宅（南町）のみ。）を含む。ただし、灯油代、飲食費、洗面具（歯ブラシ・タオル・石鹸・シャンプー等）及び衛生用品（ティッシュペーパー・トイレトペーパー・台所洗剤・スポンジ等）の日常消耗品、寝具類（布団・毛布・タオルケット等）は、体験者の負担とする。